

～～～ はじめに ～～～

平成 25 年は全国的に記録的な猛暑や台風に見舞われ、日本各地に大きな被害をもたらしました。このような気候となった要因の一つとして地球温暖化の影響を指摘する声が聞かれました。

また、近年、微小粒子状物質、いわゆる PM2.5 がクローズアップされており、本県としましても、きめ細かな情報を提供するため、測定機を追加整備するなど監視体制を強化することとしました。

地球規模の環境問題が、私たちの日々の暮らしにも様々な影響を与えるようになっており、これまで以上にグローバルな視点に立った環境行政の展開が求められています。

平成 26 年 11 月には本県で「持続可能な開発のための教育（E S D）に関するユネスコ世界会議」が開催されます。この会議は、地球の未来と向き合う E S D をテーマに、ユネスコ加盟の世界各国から代表者が集まる大変重要な会議です。

本県では、2005 年の愛知万博、2010 年の C O P 10 といった環境をテーマにした国際的なイベントを通じて、環境に対する高い県民意識が培われてきました。今回の「E S D に関するユネスコ世界会議」の開催は、環境に対する意識をより一層高め、より多くの県民の皆様が環境に配慮した行動を進めていただく絶好の機会となるものと確信しています。本県としましては、この会議を契機に「環境首都あいち」にふさわしい、持続可能な社会を支える担い手づくりの取組を推進してまいります。

今年の白書の特集では、「E S D に関するユネスコ世界会議」の成功に向けた取組などを紹介するとともに、環境面で持続可能な社会を支える人づくりに取り組んでいくため、環境学習等に関する取組の方向性を示した「愛知県環境学習等行動計画」について紹介しています。

さらに、C O P 10 で採択された愛知目標を達成するため、本県独自の仕組みである「あいち方式」を取り入れ、生態系ネットワークの形成を進める「あいち生物多様性戦略 2020」、環境と自動車利用が調和した社会を目指すため、次世代自動車等先進エコカーの普及や充電インフラの整備を促進する取組を掲げた「あいち自動車環境戦略 2020」についても紹介しています。

この白書が、愛知の環境についての理解を高めていただき、また、県民、事業者、民間団体の皆様それぞれの立場から環境をよりよくするための取組を進めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 26 年 2 月

愛知県知事 大村秀章

表紙写真

| | |
|---|--------------------------------|
| E S D 開催 1 年前イベント (久屋大通公園もちの木広場 及びさかえ川周辺) | 環境学習コーディネーター事業 (豊田市立東広瀬小学校) |
| あいち緑のカーテンコンテスト 学校部門最優秀賞 田原市立衣笠小学校 | 干潟の生きもの観察会 (東幡豆海岸) |

目 次

| | | |
|------|--------------------------------|-------|
| 特集 1 | 持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議 | |
| 特集 2 | 愛知県環境学習等行動計画 | |
| 特集 3 | あいち生物多様性戦略 2020 | |
| 特集 4 | あいち自動車環境戦略 2020 | |
| | | |
| | 地球温暖化等 | |
| | 大気環境 | |
| | 騒音・振動 | |
| | 悪臭 | |
| | 水環境 | |
| | 土壌環境・地盤環境 | |
| | 廃棄物・資源循環 | |
| | 自然環境の保全 | |
| | 化学物質対策 | |
| | 環境学習の推進、国際環境協力及び各種基盤施策 | |

愛知県の概要

| | |
|----|--|
| 人口 | 743万人(2014年2月現在) |
| 面積 | 5,165km ² |
| 経済 | 県内総生産 31兆8千億円 (2011年) (オーストリア、南アフリカと同レベル) 農業産出額 2,948億円 (2011年) ※全国第6位 |

35年連続
製造品出荷額日本一
37兆156億円(2011年)



花、キャベツの生産額日本一



中部国際空港

環境問題の歴史と取組

● 高度経済成長と公害問題の発生

公害問題が表面化したのは、第二次世界大戦後の荒廃した国土から立ち直り、1950年代後半から1970年頃にかけて、高度経済成長を遂げている時期でした。重化学工業を中心に、わが国の経済は飛躍的な発展を遂げ、国民の生活水準を著しく向上させました。しかし、一方では工場からのばい煙や排水等の排出が増大し、広域的な大気汚染や水質汚濁等の公害の発生と自然破壊の進行をもたらしました。

全国的には、熊本県（九州地方）の水俣病、富山県（北陸地方）のイタイイタイ病、三重県（愛知県の西隣）の四日市ぜんそく、新潟県（北陸地方）の有機水銀中毒など公害の被害が社会問題となり、本県においても、製紙工場における水質汚濁、製鋼工場におけるばい煙や騒音、セロファン工場の悪臭等が社会問題となりました。

● 環境政策の確立

こうした状況に対応して、国においては、公害対策を総合的に推進するため、1967年に公害対策基本法が制定され、また、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害関係の法律が定められました。その後、1970年末のいわゆる公害国会において、公害対策基本法の改正を柱とする抜本的な整備が行われ、環境行政は飛躍的な前進を遂げました。特に1971年には環境庁が設置され、また、1972年には自然環境保全法が制定され、公害行政が環境行政として総合的、計画的に推進されるようになりました。

本県においても、公害現象の多様化に対処するため、1971年4月に愛知県公害防止条例を全面改正するとともに、組織の充実を図るため、環境部を新設しました。同時に地方機関として保健所が環境行政の遂行に当たり、公害発生源の監視、立入調査等を強化しました。

また、1973年4月には、自然保護の機運の高まりにより、自然保護行政の強化充実を図るため、自然保護課を新設し、本県における環境行政の推進体制を整えました。

● 都市・生活型公害への対応

1970年代後半には、それまでに整備された各種の法令による規制や企業の努力もあいまって、発生源対策が進み、また、省資源・省エネルギーの進展の効果もあり、産業公害についてはかなり改善されました。

しかし、都市への人口集中や生活様式の変化に伴い、家庭からの生活排水による河川等の汚濁、自動車輸送の増大による自動車交通公害、人口・住宅の過密化による近隣騒音、人口急増に伴うごみ、空き缶等の散乱などの都市・生活型公害が顕在化してきました。

こうした状況の中で、本県では、1980年2月に生活排水による有機汚濁、富栄養化の防止を図るため、「愛知県生活排水対策推進要綱」を定め、県民への指導、啓発に努めています。1981年3月には、住民の静穏な暮らしが守られるよう営業騒音について規制するため、県公害防止条例の一部改正を行いました。

● 環境問題に対する総合的施策の推進

近年の一層の生活様式の変化や事業活動の拡大などから、人類の存続の基盤である地球環境が損なわれる恐れも生じてきました。こうした地球環境問題、都市・生活型公害などを含めた環境問題に対処するため、本県では社会全体を環境への負荷の少ないものに変えていくための環境行政の基本的方向を定める「愛知県環境基本条例」を1995年4月に制定するとともに、1997年8月には同条例に基づき今後の環境保全施策の基本となる「愛知県環境基本計画」を策定しました。

2003年3月には、県公害防止条例を32年ぶりに全面改正し、都市・生活型公害のほか、地球温暖化の防止や土壌・地下水汚染防止対策、化学物質の適正管理など新たな課題への対応を盛り込んだ「県民の生活環境の保全等に関する条例」を制定し、10月から施行しました。

2005年には、世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛・地球博を、2010年には生物多様性保全のための新たな世界目標である「愛知目標」が採択された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を開催しました。また、2014年には「ESDに関するユネスコ世界会議」を開催します。

現在本県では、人口の減少、資源制約の強まり、経済・社会のグリーン化の進展などの社会情勢の変化や、地域の環境問題、地球温暖化の進行や生物多様性の損失といった地球環境問題など、環境政策の多様化への的確に対応するため、2014年6月に環境基本計画を改定し、「県民みんなでつくる『環境首都あいち』」の実現を目指しています。

第 1 部 特集

特集 1 持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議 ～2014 年 11 月、あいち・なごやで開催～

1 ESDとは

ESD とは、Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な社会を支える担い手づくり」のことです。

1992 年(平成 4 年)の環境と開発に関する国連会議(地球サミット、リオデジャネイロ)をきっかけに国連などが中心となって世界中で進められている取組で、環境、貧困、人権、平和など人類を取り巻く様々な課題を自らの問題とし、環境・社会・経済を統合的かつ総合的に捉え、持続可能な社会の実現に向けて行動できる人を育てるということです。

2002 年(平成 14 年)に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)での日本政府の提案をきっかけとして、同年の第 57 回国連総会において、2005 年から 2014 年までを各国政府、国連機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携をとりながら教育・開発活動を推進する「国連 ESD の 10 年」とすることが決議され、2009 年(平成 21 年)の第 35 回ユネスコ総会で、2014 年(平成 26 年)の最終年会合を日本で開催することが決定されました。

2 ESD ユネスコ世界会議の概要

この会議は、「国連 ESD の 10 年」における各国の ESD の取組の成果の共有を図り、2014 年以降の方策を議論する国際会議です。

平成 23 年 9 月に、国連持続可能な開発のための 10 年の関係省庁連絡会議において最終年会合を、愛知・名古屋で開催することが決定しました。

県は、この会議の開催を契機に、愛知万博や COP10 の開催を通じて高まっている「持続可能な社会」の大切さに対する意識をさらに高め、未来を支える人づくりを通じて、「持続可能な社会づくり」に貢献するとともに、地域の力を結集し、世界会議を成功に導くことで、本県のさらなる飛躍・発展につなげていきます。

1 会議名称：持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議

(UNESCO World Conference on Education for Sustainable Development)

2 主 催：国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）、日本政府

3 開催期間：2014年11月10日(月)から12日(水)まで

閣僚級会合、全体会合等

※ 11月13日(木)には、日本国内の関係者による
フォローアップ会合を開催



4 会 場：名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）

名古屋国際会議場

5 参加規模：国内外の閣僚、政府関係者など約1,000人を含む数千人規模の参加を想定

3 推進体制

(1) 地元の支援組織

会議成功に向けた取組のため、誘致に携わった愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、中部経済連合会、愛知学長懇話会、中部ESD拠点に加え、主催者である国の関係省庁、教育機関など幅広い関係者とともに、ESDユネスコ世界会議あいち・なごや支援実行委員会を平成24年5月25日に設立し、平成25年4月に地元の役割と取組を取りまとめた「開催支援計画」を公表しました。

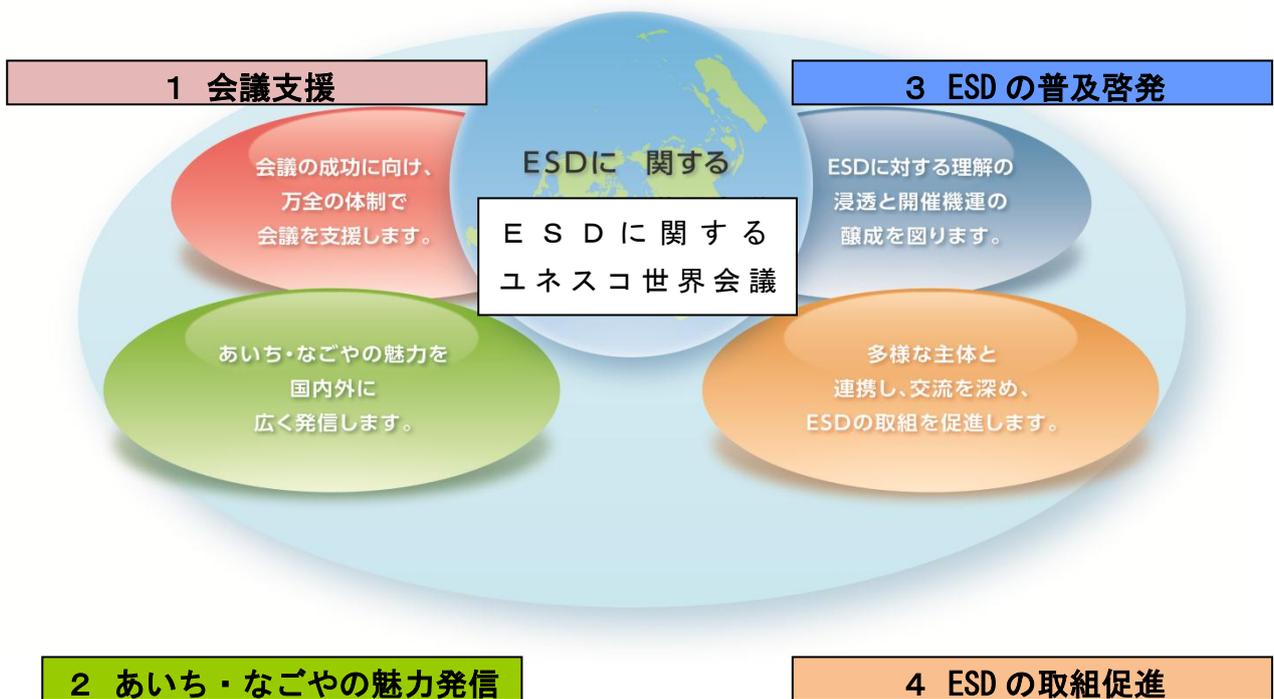
(2) 県庁内における推進組織

県は、庁内全体でのESDユネスコ世界会議の円滑な開催に向けた支援体制の構築と情報共有のため、知事が本部長を務める、愛知県ESDユネスコ世界会議支援本部を平成23年11月に設置し、支援体制を整えています。

(3) 市町村との連携

県は、県内の全市町村により構成されるESDユネスコ世界会議支援市町村連絡会議を平成24年2月に設置し、県内全域で世界会議開催に向けた機運醸成とESDの取組促進を図っています。

4 世界会議開催に向けた取組内容



(1) 会議支援

支援実行委員会は、主催者と連携しながら、世界会議が安全・安心で、円滑かつ快適に行われるよう、関係機関などとの連携・協力のもと、万全の体制で支援します。

【第37回ユネスコ総会における開催地のPR】

大村秀章知事（支援実行委員会会長）は、平成25年11月5日（火）から8日（金）までフランスへ渡航し、第37回ユネスコ総会開会中のユネスコ本部（パリ市）において、イリーナ・ボコバユネスコ事務局長を始めとした世界会議関係者と意見交換したほか、ESD・PR行事や開催地主催レセプションにより、ESDユネスコ世界会議の開催地PRを行いました。



ユネスコ総会



ESD・PR 行事



開催地主催レセプション

(2) あいち・名古屋の魅力発信

支援実行委員会は、会議を契機として、地域の多様な魅力を世界の人々に体感していただくとともに、国内外に向けて積極的に発信します。

(3) ESD の普及啓発

支援実行委員会は、キャッチフレーズやロゴマークを活用した普及啓発、イベントの開催などにより、ESD に対する理解の浸透と、開催機運の醸成を図っています。



【開催1年前イベント】

支援実行委員会では、ESD ユネスコ世界会議の1年前を記念して、会議開催地としての機運を盛り上げ、多くの県民の皆様へESDの趣旨をご理解いただき、世界会議の開催について広く認知していただくために、9月から12月にかけて県内3カ所（名古屋、尾張、三河）で開催1年前イベントを開催しました。

平成25年9月14日（土）・15日（日）は「あいち・名古屋ESDフェスタ2013 in 名古屋」と題して、久屋大通公園のもちの木広場及びさかえ川周辺で、「環境と芸術の交差点」をテーマに開催しました。



開催1年前イベント
オープニングセレモニー



ブース展示

(4) ESD の取組促進

支援実行委員会は、会議を契機として、NPO、教育関係者、企業、行政機関など、地域の多様な主体と連携しながら、持続可能な社会づくりに向けた取組をさらに進めます。

ア ESD あいち・名古屋パートナーシップ事業

支援実行委員会は、世界会議の PR や ESD の普及促進に、支援実行委員会と一緒に取り組み、会議を盛り上げていただく事業・イベントを登録する「ESD あいち・なごやパートナーシップ事業」により、NPO、企業、行政機関など、多様な主体による ESD の取組を促します（平成 25 年 11 月現在 254 件）。



愛・知・みらいフォーラムの
高校生夏休み国際理解教育特別講座



環境ボランティアサークル亀の子隊の
きれいな海を守る心を広げるためのプログラム

イ あいち・なごやの ESD 交流・発信の場

支援実行委員会は、あいち・なごやの多様な主体による取組をさらに前進させるため、世界会議の開催に併せ、さまざまな分野で活動する団体が集い、交流し、発信する場を設けます。

ウ ESD 子ども会議の開催

支援実行委員会は、世界会議に併せて、未来を担う子どもたちが、主体的に持続可能な社会づくりについて話し合う「子ども会議」を開催する予定であり、平成 25 年度は、その一環として、「ESD 子どもフォーラム」を開催しました。



エクスカーション
(竹島での干潟観察)



エクスカーション
(生き物 MAP づくり)



グループディスカッション

エ 学校における取組

ESD の推進拠点であるユネスコスクールを中心として、幼稚園、小・中・高校などの学校現場において、様々な ESD の取組を行っています。

県では、ユネスコスクールの加盟拡大により、学校における ESD の取組をさらに促進していきます（平成 25 年 11 月現在 54 校）。

オ 企業における取組

世界をリードするモノづくりの拠点として、環境に優しい商品開発など、持続可能な社会に配慮した活動を、多くの企業が進めています。また、ESDの視点を取り入れた人材育成や、NPO、学校など地域と連携した環境学習プログラムなどのCSR活動に取り組み、それらをサステナビリティレポートとしてまとめるなど、企業においても、ESDに関連したさまざまな取組を行っています。



環境学習プログラム
(アイシン精機株)



自然ふれあい体験プログラム
(トヨタ自動車株)



子ども環境学習プログラム
(ユニー株)

カ 行政における取組

「環境面で持続可能な社会を支える人づくり」を進めるため、本県では環境教育を始めとして、持続可能な地域づくりに取り組んでいます。

また、各地域での取組促進には、住民と直結した市町村の役割が重要であり、県内市町村において多様な主体と連携しながらESDに関する施策展開を行っています。



親子クッキング(豊田市)



里山体験(日進市)

さらに、愛知県では世界会議を契機として、この地域にESDを根付かせるため、地域づくりの中核的な担い手である市町村職員の方等を対象に、ESDについての理解を深め、具体的な施策展開につなげていただく「自治体職員のためのESDセミナー」を7月から12月にかけて開催しました。



全体セミナー



現地視察(豊田市)

特集2 愛知県環境学習等行動計画

～環境面で持続可能な社会を支える人づくりを進めます～

1 計画策定の背景

環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが環境について理解を深め、環境問題に取り組むことが必要です。

このため、本県では、平成 17 年に愛知県環境学習基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎内）と「もりの学舎（まなびや）」（愛・地球博記念公園内）を環境学習拠点として整備し、環境学習の取組を進めてきました。

この間、国においては、平成 23 年 6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）が公布され、環境学習を効果的に進めていく上で、協働取組の重要性が強く示され、環境教育等の推進に関する行動計画を作成するよう努めることも示されました。

平成 26 年 11 月に開催される ESD ユネスコ世界会議を契機に、これまでの取組の成果を発展させ、環境に対する取組を加速させていくことが求められます。

こうした中、本県では環境学習の取組を一層推進するため、環境教育等促進法に基づき愛知県環境教育等推進協議会の協議を経て、平成 25 年 2 月に、「愛知県環境学習等行動計画」を策定しました。



あいち環境学習プラザ



もりの学舎（まなびや）

2 行動計画の概要

(1) 計画の目的

「愛知県環境学習等行動計画」は、「環境面で持続可能な社会を支える人材を育成する」ことを目的に掲げ、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間に実施すべき、環境学習等に関する取組の方向性を示しています。

(2) 環境学習の現状と課題

環境学習の取組を基本方針に基づき進める中で、環境学習講座が数多く開催されるようになるなど、一定の改善が進みました。しかし、依然として、環境には関心があるものの、実際の環境保全活動は行っていないという方が多く見られます。

このため、各主体が実施している環境学習を継続的なものとするとともに、体験学習など実感が伴う環境学習を充実するなどして、実際の行動に結びつくような、より発展的な環境学習を推進していく必要があります。

また、継続的・発展的な環境学習をより効果的に進めるため、各主体間の連携・協働の取組も強化していく必要があります。

(3) 課題の対応にあたっての留意点

ア ESD の視点の導入

持続可能な社会づくりに必要な能力・態度を環境学習に意識して取り入れることにより、より効果的な環境学習を進めることができます。

環境省が行っている+ESD プロジェクトでは、持続可能な社会づくりの構成概念として 6 つの概念を、また、ESD の視点に立った学習指導で重視する能力・態度として 7 つの能力・態度を例示しています。こうした ESD の視点を導入して環境学習を進めていくことが重要です。

持続可能な社会づくりの構成概念(例)

I : 多様性 II : 相互性 III : 有限性 IV : 公平性 V : 連携性 VI : 責任性

ESD の視点として重視する能力・態度(例)

- ①批判的に考える力 ②未来像を予測して計画を立てる力 ③多面的、総合的に考える力
④コミュニケーションを行う力 ⑤他者と協力する態度 ⑥つながりを尊重する態度 ⑦進んで参加する態度

イ 愛知らしさの活用

本県は製造業を中心とする国内有数の産業集積地であるとともに、多様な自然や、豊かな水系を有しており、これらを生かした農林水産業も盛んです。

また、約 230 万人の人口を有する大都市名古屋から山間の集落に至るまで、様々な社会形態を有しています。こうした「愛知らしさ」を生かした体験学習を取り入れることも、環境学習を効果的に進めていく上で重要です。

(4) 3つの柱からなる施策体系

環境学習は、家庭、地域、職場、学校等の様々な場所で、社会を構成するすべての主体がそれぞれの特性に応じ、適切な役割を果たしながら取り組んでいくことが必要です。また、それぞれの主体が得意分野を生かし、相互に連携・協働して補い合うことにより、効果的に環境学習を進めていくことが必要です。

そこで、①社会における環境学習の推進、②学校等における環境教育の推進、③連携・協働の強化を環境学習の3つの柱として位置づけ、施策を推進しています。

3 行動計画の取組内容

(1) 社会における環境学習の推進

各主体の期待される主な取組と、今後本県が推進すべき主な施策は次のとおりです。

<県民に期待される主な取組>

- ① 様々な環境学習や環境保全活動への参加
- ② グリーン購入（詰め替え商品やエコラベル商品など、環境に配慮した商品を選ぶこと）の実践
- ③ エコライフ（省エネ・省資源型の暮らし）の実践

<事業者期待される主な取組>

- ① ライフサイクルの視点で環境に配慮した商品・サービスの提供
- ② 社員や地域を対象とした環境学習や環境保全活動の実施
- ③ 自然とのふれあい体験などができる活動場所の提供

<NPOに期待される主な取組>

- ① 知識や経験を生かした環境学習や環境保全活動の実施
- ② 学校・事業者・行政との連携・協働による環境学習の実施

<県が推進すべき主な取組>

- ① 「あいち環境学習プラザ」や「もりの学舎（まなびや）」などで、環境学習を実施
- ② Web ページ「あいち環境学習情報ライブラリー」などで、環境学習に関する情報を提供
- ③ NPO や市町村などが行う環境学習や環境保全活動の支援

<市町村に期待される主な取組>

- ① 地域の特性を生かした環境学習や環境保全活動の実施
- ② 地域の実情に合った環境学習に関する計画の作成

(2) 学校等における環境教育の推進

学校等は、環境教育の中核的な役割を担っています。

学校等に期待される主な取組と、今後本県が推進すべき主な施策は次のとおりです。

<学校等に期待される主な取組>

- ① 子どもの発達段階に応じた、自然に対する感性や環境に関する基礎知識の習得、具体的な行動に結びつける環境教育の実施
- ② 実感を伴う体験型の環境教育の実施
- ③ PTA や家庭、地域と連携した環境教育の実施
- ④ 環境教育に携わる教員の研修

<県が推進すべき主な取組>

- ① 子どもの発達段階に応じた環境教育を、事業者やNPO等と協働して継続的・発展的に実施
- ② ESD の視点を取り入れた環境学習を実施するとともに、ユネスコスクールへの加盟を促進
- ③ 小学校高学年を対象とした環境学習副読本の作成・配付

(3) 連携・協働の強化

環境学習は、具体的な行動に結びつけていくことが重要ですが、そのためには、地域を教材とした自然体験や社会体験などを通して実感を持って学ぶことが非常に有効です。

しかし、多くの学校やNPO、事業者、行政等は、体験学習を行ううえで必要な人材や環境学習の場、プログラム等を十分に持っていないことから、それらを持っている他の学校やNPO、事業者、行政等と連携・協働して体験学習を行っていく必要があります。

<連携・協働機能の充実>

各主体の連携・協働を促進するために、各主体を「情報」、「人」、「場」でつなぎます。

具体的には、①Web ページ等による環境学習に関する「情報提供機能の充実」、②環境学習に関する相談業務や講師・活動場所の紹介・マッチングを行うコーディネーターの設置・活用による「調整機能の充実」、③「あいち環境学習プラザ」などを活用した「交流の場の充実」を進めていきます。

4 行動計画の推進体制

愛知県環境教育等推進協議会が中心になって、行動計画の進捗状況を定期的に把握・評価し、環境学習の取組を改善しながら進めていくことにより、行動計画を進めていきます。

特集3 あいち生物多様性戦略 2020 ～愛知目標の達成に向けて～

1 戦略策定の背景

すべての生きものの中には違いがあり、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があることを「生物多様性」と言います。私たち人間も生きものの一員として、生物多様性からの恵み（生態系サービス）に支えられて生きています。

しかし、現在、私たち人間の活動によって、生物多様性が危機にさらされています。

この状況を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るため、生物多様性条約締約国会議が1994年から開催されており、2010年には、第10回会議が本県で開催され、生物多様性を保全するための世界目標である「愛知目標（戦略計画2011-2020）」が採択されました。

本県でも、この愛知目標を踏まえて、生物多様性の保全を推進するため、平成25年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定しました。

2 戦略の概要

あいち生物多様性戦略2020は、基本目標として「人と自然が共生するあいち」の実現を掲げており、2020年までに、「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開」を進めていくことにしています。

この目標を実現するためには、開発などで分断・孤立した生物の生息生育空間を緑地などでつないで、豊かな生物多様性をもった地域を作り上げる「生態系ネットワークの形成」が必要です。

本県では、この生態系ネットワークの形成を進めるための新しい仕組みを推進しています。それが日本初の仕組み「あいち方式」です。

3 戦略の取組内容～あいち方式とは～

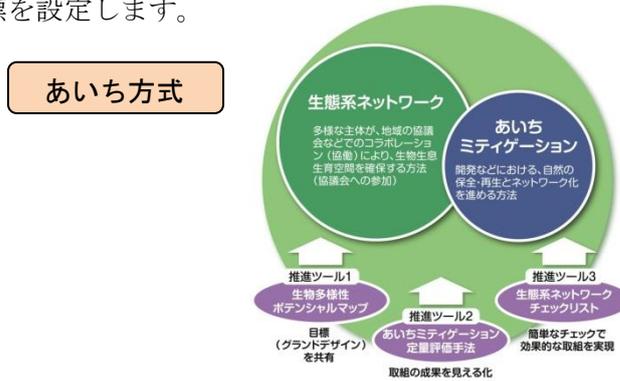
あいち方式は、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進め、「人と自然が共生するあいち」を実現する仕組みです。

この仕組みは、これまでに例のない新しい取組であることから、本県は平成25年3月に「自然環境の保全と再生のガイドライン」を策定し、その考え方や手順の普及を図るとともに、平成25年度からは試行を始めました。

(1) 自然の保全、再生に向けて

あいち方式では、多様な主体のコラボレーション（協働）の場として、地域ごとに、生物多様性の保全に向けた取組を行うための生態系ネットワーク協議会を立ち上げます（県では9つの地域ごとに協議会の立ち上げを支援します）。

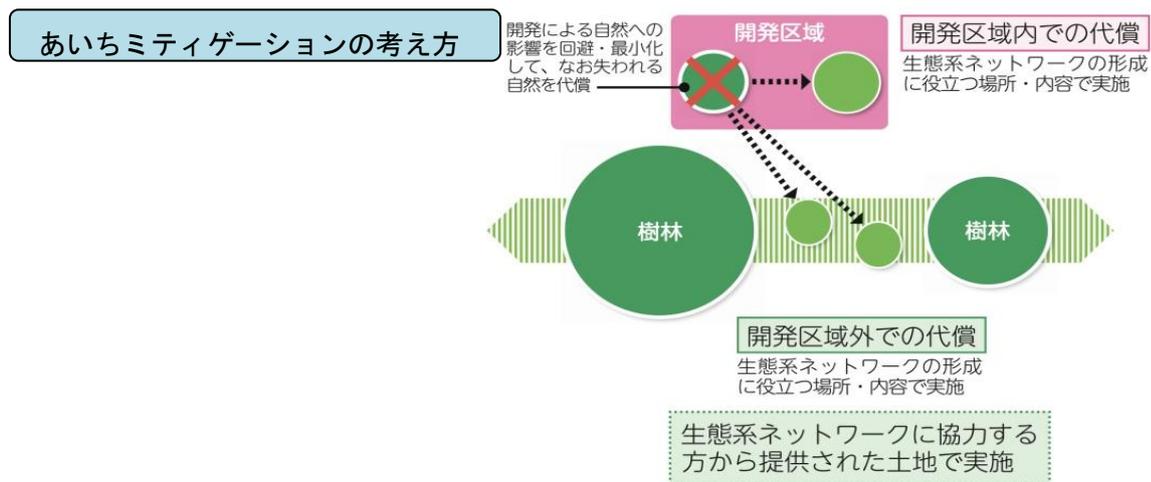
協議会では、生物の生息適地を示した地図（生物多様性ポテンシャルマップ）をもとに、話し合いにより地域の共通の目標を設定します。



(2) 経済活動との調和

開発行為が行われる場合には、開発事業者は自然への影響を〈回避〉〈最小化〉し、それでも残る影響について、〈代償〉を進めます。

開発区域外で〈代償〉が行われる場合には、生態系ネットワークの形成に効果的な場所で〈代償〉が行われるように県や生態系ネットワーク協議会が調整を図ります（あいちミティゲーション）。



(3) あいち方式を支えるツール

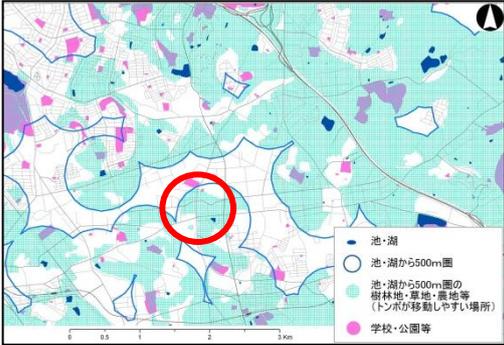
あいち方式では、事業や活動の各段階で内容をチェックするだけで、簡単に生物多様性を見地から、その内容をより良くすることができる「生態系ネットワークチェックリスト」や「生物多様性ポテンシ

ルマップ」を用いて各主体自らが活動内容を確認しながら実施することで、取組が効果的に行われるようにします。

また、生物多様性保全の取組の計画や成果を「あいちミティゲーション定量評価手法」を使って簡易な評価により点数化し、目に見える形で表すことにより、活動の一層の促進を図ります。

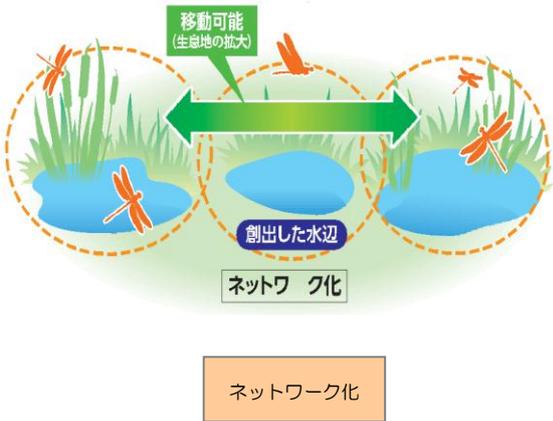
このあいち方式により、「人と自然の共生」に向けたあいちのコラボレーションを推進し、将来世代へ豊かな自然を引き継いでいけるよう、生態系ネットワークの形成を図っていきます。

イトトンボ類のポテンシャルマップ



イトトンボ類の移動範囲を地図に表示(青い丸)。マップをもとに学校や公園等に水辺をつくと生息地がつながる(赤い丸の部分)。

生態系ネットワークのイメージ (イトトンボ類の場合)



移動可能(生息地の拡大)
創出した水辺
ネットワーク化
ネットワーク化

水辺を新たにつくり、生息地をつなげることで、イトトンボ類の生息地が拡大

(4) 様々な新しい取組

ア 命をつなぐプロジェクト

県内9地域で生態系ネットワーク形成を進めているうちのひとつ、知多半島地域には、東海市・知多市の海沿いの幅100m、延長10kmに及ぶ企業緑地があります。ここで平成23年度から「命をつなぐプロジェクト」というこれまでにない取組が始まりました。これは、約40年前に造成された企業緑地等を企業11社とNPO、大学生、行政等の協働により生きものの生息生育空間として整備し、地域の共有財産とし

ていこうとするものです。

イ あいち自然再生カレッジ

名古屋東部に位置する東部丘陵地域では、「23 大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり」をテーマに、当地域に立地する 23 大学が中心となって、住民や事業者、行政と協力しながら、生態系ネットワークの形成を進めています。

ウ 地域住民が家庭で苗木を育てるプロジェクト

西三河地域では、企業、地域住民、行政などの協働により、地域の自然再生で必要となる在来種の苗木を確保・提供する取組が行われています。

4 戦略の推進体制

生物多様性の保全のための行動は、内容や対象が多岐にわたっていることから、多様な主体が地域の自然のあり方や目指すべき姿について共通の認識をもって、コラボレーション（協働）によって進めることが望まれます。

また、県では、戦略の目標を達成するために定期的なモニタリングを行い、その結果を関係者で共有しながら、点検・評価を行っていきます。

あいち方式は、日本で初めての仕組みであることから、有識者や経済界、NPO などの代表者で構成する「あいち生物多様性戦略 2020 推進委員会」において、戦略の進捗状況を評価するとともに、取組の追加・改善などの検討をし、順応的に見直しを図っていきます。

特集4 あいち自動車環境戦略 2020

～「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」をめざして～

1 計画策定の背景

本県では、平成 14 年 10 月に、全国に先駆けて「あいち新世紀自動車環境戦略」（以下「旧戦略」という。）を策定し、平成 22 年度を目標年度として、自動車環境対策に鋭意取り組んできました。

その結果、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境は大きく改善しましたが、自動車騒音や温室効果ガスの削減も含め引き続き対策が必要であることから、この旧戦略を見直し、新たに平成 32 年度（2020 年度）を目標年度とした「あいち自動車環境戦略 2020」を平成 25 年 3 月に策定しました。

（1）自動車社会の現状

ア 自動車保有台数

都道府県別の 2011 年度末の自動車保有台数は、図 1 のとおり愛知県が全国で 1 位となっています。

イ 交通機関利用状況

愛知県の輸送機関別旅客流動状況は、図 2 のとおり自家用車への依存度が高くなっています。

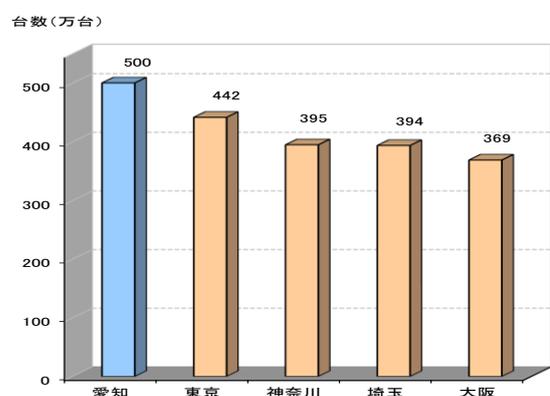


図 1 他都府県との自動車保有台数の比較（2011 年度末）

資料：一般財団法人自動車検査登録情報協会「自動車保有台数統計データ」

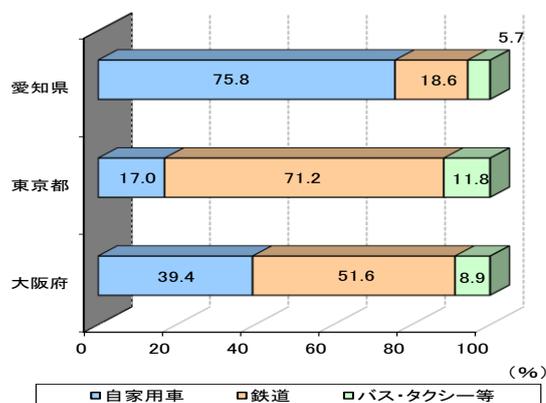


図 2 輸送機関別旅客流動状況（2009 年度）

資料：国土交通省「旅客地域流動調査」

（2）環境の現状

ア 大気環境

自動車排出ガス測定局における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度の年平均値は図 3 のとおり緩や

かに減少しています。

イ 騒音

自動車騒音の環境基準達成率は、図4のとおり昼夜間ともに環境基準を達成した住居の割合は徐々に上昇しています。

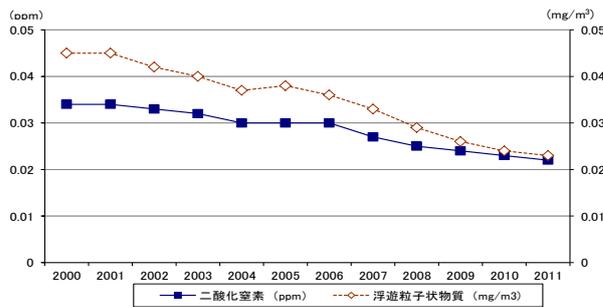


図3 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度（年平均値）の推移（愛知県）

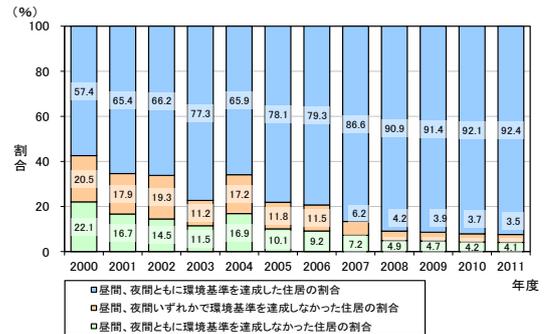


図4 自動車騒音の環境基準達成率の推移（愛知県）

ウ 温室効果ガス

温室効果ガス総排出量及びその大部分を占める二酸化炭素排出量は、図5のとおりです。なお、運輸部門からの二酸化炭素排出量は、2002年度以降、減少傾向が続いていますが、2009年度は、1990年度に比べ3.7%の増加となっています。

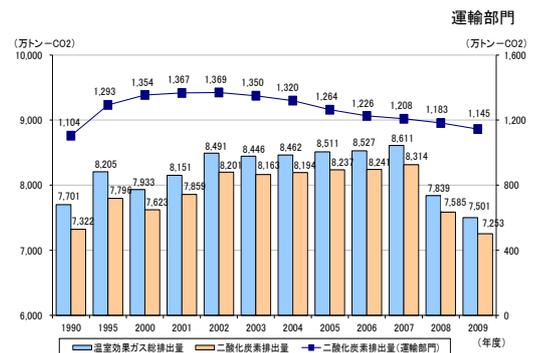


図5 温室効果ガス総排出量及び二酸化炭素排出量の推移（愛知県）

2 戦略の概要

(1) 旧戦略におけるめざすべき大気環境の姿の目標達成状況

旧戦略における目標とその達成状況は、表1のとおりであり一部非達成の項目があります。

(2) 自動車 NOx・PM 法に基づく基本方針の変更

本県では、2003年に「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（以下「総量削減計画」という。）を策定し、国、県、市町村、公団、公社及び民間の協力のもとに、各種施策

| 目標 | 目標年度 | 達成状況 | |
|---------------------------------|------|------|--|
| NO ₂ の大気環境基準達成(100%) | 2005 | 非達成 | 達成率98%(98局中96局達成) 【参考】達成率99%(86局中85局達成) [2010年度] |
| SPMの大気環境基準達成(100%) | 2010 | 達成 | 達成率100%(全86局で達成) |
| 騒音の環境基準達成(100%) | | 非達成 | 達成率92.1% |
| 温室効果ガスの6%削減(対1990年比) | | — | 2.6%の削減 [2009年度] |

表1 旧戦略における「めざすべき大気環境の姿」の目標達成状況

に取り組んできました。2011年3月に国において、自動車NOx・PM法に基づく基本方針が変更されたことから、本県においても総量削減計画を改定する必要が生じました。

(3) 総量削減計画と一体化した新たな自動車環境戦略の策定

新たな自動車環境戦略の環境目標を達成するための施策と、新たな総量削減計画の目標量達成のための施策は、ほぼ同一であることから、整合性を図りつつ、一体的に取りまとめることとし、県内全域を対象とした総合的な自動車環境対策として策定しました。

(4) あいち自動車環境戦略 2020 の施策体系

戦略の施策体系については、図6のとおりです。めざす将来像「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」の実現に資する対策を踏まえた施策体系としました。

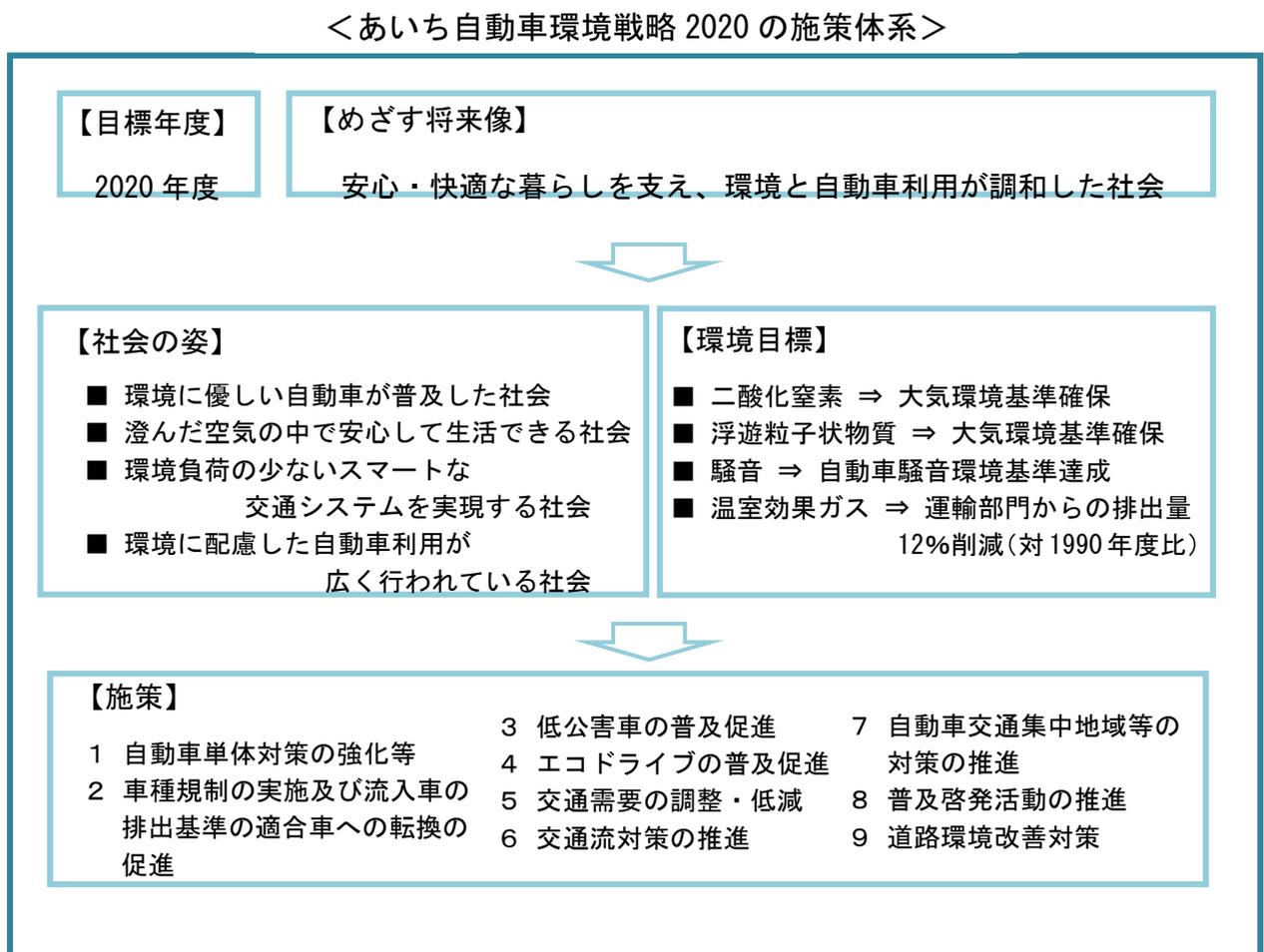


図6 あいち自動車環境戦略 2020 の施策体系

3 戦略の取組内容

戦略の目標達成に向け、県民、事業者、NPO 及び行政の連携・協働のもとに、以下の取組を実施します。

(1) 自動車単体対策の強化等

ア ディーゼル車対策の促進

古い規制の使用過程ディーゼル車の規制の実施、強化に加え、従来車の低公害車及び最新規制適合車への転換を促進し、その普及を図ります。

イ 啓発活動の実施

ディーゼル黒煙のクリーンキャンペーンの実施や、車両点検整備の励行などを行います。

(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進

自動車排出ガス規制の強化や最新規制適合車への転換支援等を実施します。

(3) 低公害車の普及促進

ア 次世代自動車等先進エコカーの導入促進

図7に示した「次世代自動車等先進エコカー」の更なる普及を促進し、県内200万台普及（普及率42%（二輪車を除く。））を目指します。（図8、表2）



図7 次世代自動車等先進エコカー

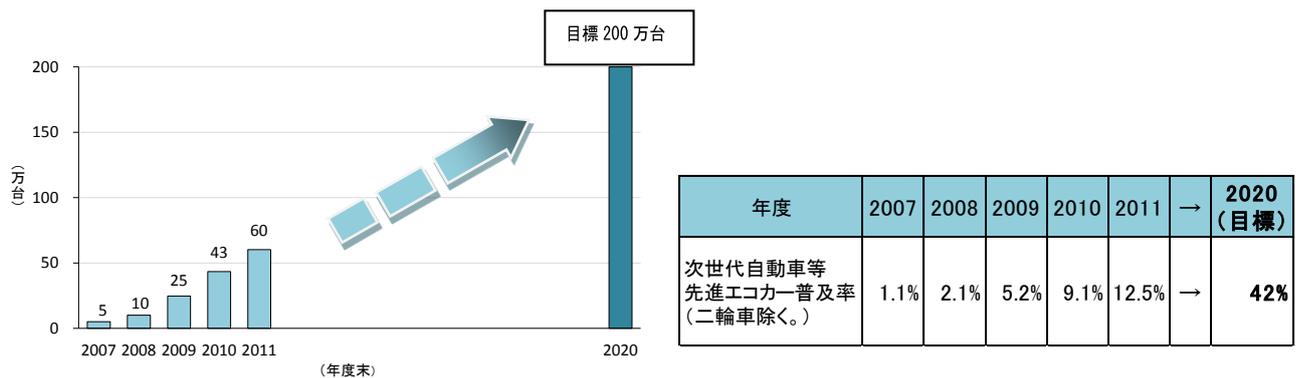


図8 次世代自動車等先進エコカー普及台数（愛知県）

表2 次世代自動車等先進エコカー普及率（愛知県）

イ 燃料供給施設等のインフラ整備促進

次世代自動車等先進エコカーの大量普及を図るため、県内各所に燃料供給施設等（充電インフラ、天然ガススタンド、水素供給施設）のインフラ整備を促進します。

○ 充電インフラの整備促進

電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及を促進するため、大規模小売店や郊外のコンビニエンスストア、時間貸駐車場における充電設備の設置に対する助成を行うなど、充電インフラ整備を促進します。

なお、平成25年7月26日には、2020年度までの充電インフラの整備目標を全国屈指の1,600基とする「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・配置計画」を策定し、インフラ整備を一層促進しています。

○ 天然ガススタンドの整備促進

天然ガス自動車（NGV）の普及を促進するため、天然ガススタンドの設置に対する助成を行うなど、天然ガススタンドの広域的な整備を促進します。

○ 水素供給施設の整備促進

燃料電池自動車（FCV）の普及を図るため、オンサイト水素製造設備、水素貯蔵タンク、水素パイプライン等のインフラの低コスト化、導入・設置に対する経済的支援の実施等により、水素供給施設の整備を促進します。

（4）エコドライブの普及促進

ア エコドライブの実践

エコドライブの実践について啓発を行うとともに、エコドライブに関するイベントや環境教育の推進

により普及拡大を図り、その実践率向上を目指します（2010年度 実施率 58.1%）。

イ エコドライブシステムの普及

エコドライブ支援装置及び評価システムの開発普及等、エコドライブシステムの導入を促進します。

（5）交通需要の調整・低減

ア 物流の改善

グリーン配送の促進や、物流拠点等の整備により、自動車走行量の低減に努め、物流の改善を推進します。

イ 公共交通機関の整備及び維持・充実、利用促進

過度の自動車利用を抑制し、良好な自動車環境を維持するため、鉄道やバス等の公共交通機関の整備及び維持・充実と利用促進を図ります。

ウ 自動車利用方法の改善、多様化

自動車利用の抑制・平準化、次世代自動車等先進エコカーの新たな利用方法について検討し、自動車利用方法の見直し・改善を図ります。

エ 自転車等の利用促進

自転車通行帯の整備やレンタサイクルシステム、共同利用を促進します。

（6）交通流対策の推進

ア 通過・流入交通の分散・回避

都心部環状道路やバイパスの整備、立体交差事業の推進等により、通過・流入交通を分散・回避することで、渋滞緩和を図ります。

イ ITS を活用した環境負荷の少ない交通システムの構築促進

ITS（高度道路交通システム）を活用し、環境負荷の少ない交通システムの構築を促進します。

（7）自動車交通集中地域等の対策の推進

自動車交通が特に集中し、道路沿道において大気汚染が問題となっている地域について、優先的に各種自動車環境対策を推進します。

（8）普及啓発活動の推進

次世代自動車等先進エコカーの普及拡大を図るため、県民や事業者に対して、次世代自動車等先進エコカーや充電スタンド等燃料供給設備の整備状況等の情報提供、EV・PHV タウンモデル事業等により、普及・啓発を図ります。

(9) 道路環境改善対策

自動車騒音の環境基準達成のため、道路構造対策、沿道の環境改善対策等を推進します。

4 戦略の推進体制

自動車環境対策は、発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策、沿道対策、普及啓発と非常に多岐に渡っており、自動車の製造から利用までの様々な段階に関係する県民、事業者、NPO、行政の関係者が協力して、対策を推進していく必要があります。

自動車に関わる県民、事業者、NPO、行政の関係者から構成される、あいち自動車環境戦略会議を設置し、その実効性を高めるために、実務者レベルによる専門部会を設置し、さらには関係施策の調整を図るための総合調整会議を設置しています。

戦略の推進に当たっては、これらの各主体が十分協議・調整し、戦略の進捗状況を点検、評価しながら、施策に反映するなど、効果的かつ効率的に各種施策を推進していきます。

地球温暖化等

● 本県における温室効果ガスの状況

2010年度（平成22年度）の本県の温室効果ガス排出量は、約75,204千トンであり、エネルギー起源CO₂が総排出量の約93%を占めています。

2005年（平成17年）1月に策定した「**あいち地球温暖化防止戦略**」における基準年度である1990年度（平成2年度）と比べて2.3%減少し、一定の成果があったものの、目標であった基準年度比6%削減までには至りませんでした。



（資料）環境部調べ

● 地球温暖化に関する施策

「**あいち地球温暖化防止戦略2020**」では、2020年度（平成32年度）における県内からの温室効果ガス排出量を、1990年度（平成2年度）比で15%削減という目標に向け、本県の地域特性を踏まえた4つの取組方針の下、17の重点施策の展開により、「環境と暮らし・産業が好循環する持続可能な愛知」を目指すことにしています。これらの取組を中心に、多様な主体の参加を促しながら地球温暖化対策の推進を図りました。

◇ あいちCO₂削減マニフェスト2020

「あいちCO₂削減マニフェスト2020」とは、事業者の方々に地球温暖化対策に主体的に取り組んでいただくため、事業者が自ら定めた具体的な取組内容を宣言し、県が認定・公表することで他の事業者や他地域への展開を期待するものです。平成24年度に従来の「CO₂排出削減マニフェスト」を拡充し、取組結果に応じて★が増えるランクアップ制度等を導入しました。平成24年度における認定事業者数は21社となっています。

◇ 地球温暖化対策計画書制度

県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）では、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場・事業場を設置し又は管理する者に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（地球温暖化対策計画書）及び前年度の措置の実施の状況を記載した書面（地球温暖化対策実施状況書）を作成し知事に提出することを義務づけています。

平成 24 年度までに提出された実施状況書によると、目標年度における温室効果ガスの排出量は全体で各基準年度比 3.2%削減されました。

◇ 太陽エネルギー利用施設等の普及促進

家庭の CO₂削減に効果の大きい太陽光発電施設などの普及促進を図るため、県は、平成 15 年度から、補助制度を有する市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対しその費用の一部を補助しています。また、国においては補助制度に加え、平成 21 年 11 月から太陽光発電の余剰電力買取制度が開始されました。

これらの支援制度の効果もあり、本県の住宅用太陽光発電施設の設置数は、平成 24 年度末で約 8 万 6 千基に上り、全国第 1 位となっています。

◇ 「あいちエコチャレンジ 21」県民運動

平成 24 年度は、地球温暖化防止活動推進センターや地域における地球温暖化対策推進等の担い手として知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員（平成 25 年 3 月末現在で 152 名）などの協力を得て、小学校等における「ストップ温暖化教室」の開催、自動車学校におけるエコドライブ講習会の開催、各種イベントにおけるブース出展、「あいち緑のカーテンコンテスト」などを行いました。

● 大気汚染とは

大気汚染とは、工場、事業場から排出されるばい煙、自動車排出ガスなどの各種汚染物質によって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪影響が生じる状態をいいます。

● 大気汚染の概況

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、二酸化硫黄などによる大気汚染の状況把握のための調査を行っています。

◇ 二酸化硫黄（ SO_2 ）

二酸化硫黄は、石油や石炭等の燃料を燃焼する際に、その中に含まれる硫黄が酸化されて発生します。

◇ 二酸化窒素（ NO_2 ）

物質の燃焼により、その中又は空気中の窒素が酸化されて発生します。

◇ 一酸化炭素（ CO ）

一酸化炭素は、主に物質の不完全燃焼によって発生します。

◇ 浮遊粒子状物質（ SPM ）

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいい、産業活動、自動車走行、土砂の巻き上げなどにより発生します。

◇ 光化学オキシダント（ O_x ）

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素等が太陽の紫外線などにより光化学反応を起こし二次的に生成される汚染物質の集合体で、その生成は気象条件に左右されます。光化学スモッグ予報等の発令日数は4日で、うち2日は注意報を発令しました。

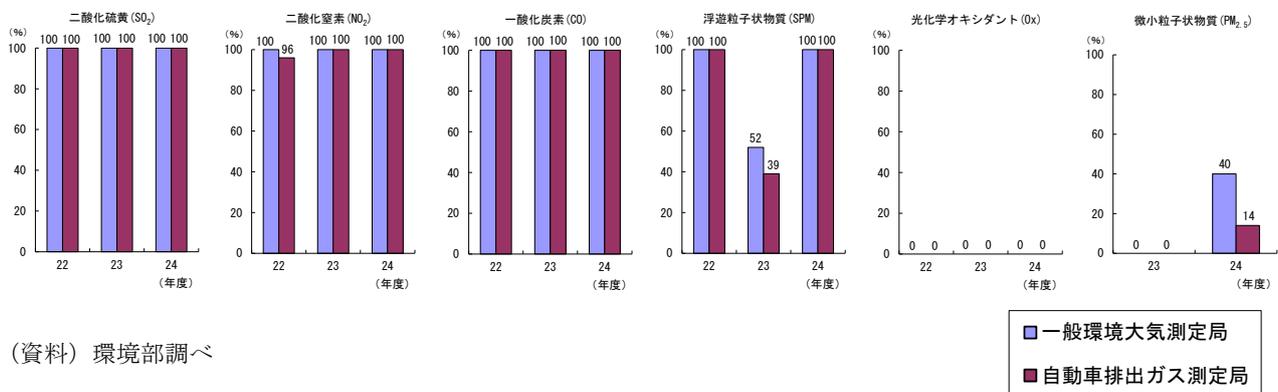
◇ 微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子のことです。粒径が小さいため吸い込むと肺の奥深くまで達し、健康への影響が懸念されています。平成21年9月に環境基準が設定され、平成23年4月から常時監視を開始しました。平成25年9月30日現在、34測定局に拡充し測定しています。

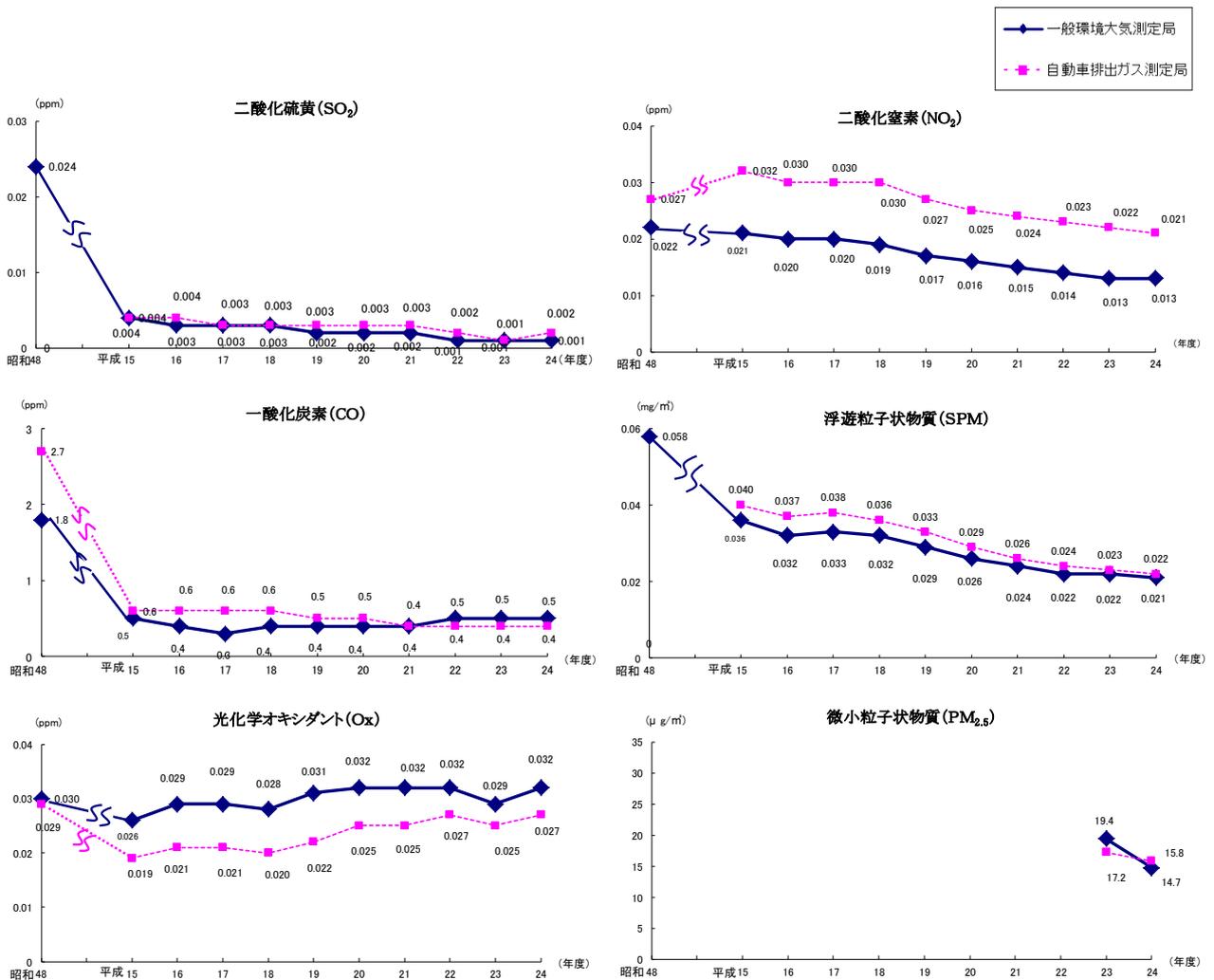
◇ その他有害大気汚染物質

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については環境基準が、また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物の8物質については「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針」が定められています。県は、ベンゼン等4物質及びアクリロニトリル等8物質についてモニタリング調査を実施しており、平成24年度はすべての地点で環境基準・指針値を達成しています。

大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



環境基準が定められている常時監視物質の全県年平均値の経年変化



(資料) 環境部調べ

● 大気汚染の防止に関する施策

◇ 工場・事業場への規制

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等のばい煙や粉じん、揮発性有機化合物（VOC）の発生施設に対する排出規制を行っています。また、生活環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんの規制対象施設を追加するとともに、それらの排出基準を定めることなどにより排出規制を強化しています。

◇ アスベスト対策の推進

アスベスト（石綿）は、大気汚染防止法により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として特定粉じん指定されています。特定粉じんについては特定粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業の規制が行われています。

◇ 自動車による大気汚染対策

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NOx・PM法」という。）が制定されたことなどを受け、「あいち新世紀自動車環境戦略」及び「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し取り組んできました。その結果、県内の大気環境は概ね改善傾向にあります。今後とも、二酸化窒素及び浮遊状粒子物質に係る大気環境基準を確保するとともに、自動車騒音対策や温室効果ガスの削減を強化していく必要があります。

このため、検討を重ね、「自動車環境戦略」の中に「総量削減計画」を取り込み、1つの計画として整理し、平成32年度（2020年度）を目標とした「あいち自動車環境戦略2020」を平成25年3月に策定しました。

◇ 自動車NOx・PM法対策地域における流入車対策

県は、名古屋市及び岡崎市とともに「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を平成22年8月に策定、施行しました。

この要綱では、運送事業者等が県内の対策地域でトラック・バス等を運行する場合は、車種規制適合車を使用するとともに、荷主等が貨物等の運送を委託する場合には、運送事業者等に対して車種規制非適合車を使用しないよう要請することとなっています。また、一定規模以上の荷主等は、その要請状況を毎年度報告することとなっています。

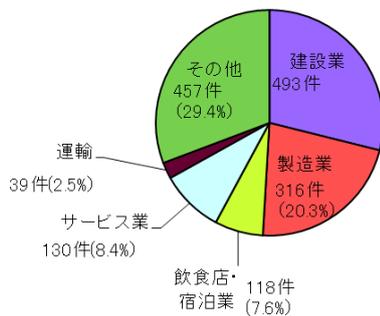
騒音・振動

● 騒音・振動とは

騒音とは「好ましくない音」、「大きすぎる音」で、人に心理的・生理的な影響を与えます。また、振動とは「人為的な揺れ」で、騒音と同じく人に心理的・生理的な影響を与えます。騒音・振動は、好みや感じ方に個人差があることから「感覚公害」と呼ばれています。

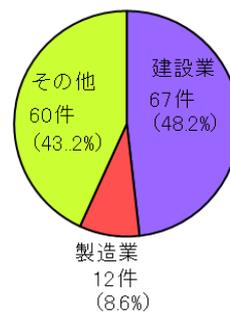
騒音に係る発生源別苦情件数

平成24年度苦情件数 1,553件



振動に係る発生源別苦情件数

平成24年度苦情件数 139件



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

◇ 自動車騒音・道路交通振動

平成 24 年度の主要幹線道路沿いの自動車騒音は、94.3%で環境基準を達成しました。一方、自動車騒音に関する要請限度については、6.9%で超過しました。また、道路交通振動については、平成 24 年度に測定した 65 地点のすべてで要請限度を下回りました。

要請限度：騒音規制法第 17 条第 1 項に基づき市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、県公安委員会に対して措置要請する際の基準。また、振動規制法第 16 条第 1 項に基づき市町村長が、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は県公安委員会に対して措置要請する際の基準。

◇ 航空機騒音

県営名古屋空港では、平成 24 年度は 17 地点中 9 地点で環境基準を達成しました。

中部国際空港では、平成 24 年度は、全て環境基準を達成しました。

平成 24 年度は、新幹線沿線 78 地点で新幹線鉄道騒音を測定した結果、55 地点で環境基準を達成し、達成率は 70.5%でした。

● 県の施策

県は、工場・事業場の操業に起因する騒音・振動及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、**騒音規制法**及び**振動規制法**に基づき町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

また、**生活環境保全条例**に基づき、法律で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限等を行うとともに、規制対象の施設や建設作業の範囲を拡大しているほか、三河山間部についても規制地域とし、生活環境の保全に努めています。

悪臭

● 悪臭とは

悪臭とは、「嫌な臭い」、「不快な臭い」で、人に心理的・生理的な影響を与えます。騒音・振動と同じく、悪臭は「感覚公害」と呼ばれ、毎年多くの苦情があります。

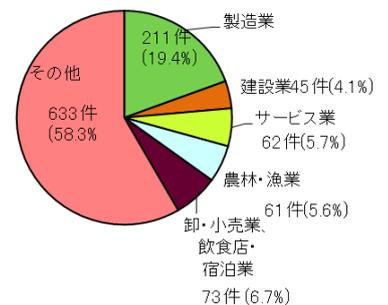
● 県の施策

工場・事業場からの悪臭を規制するため、県は、**悪臭防止法**に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

また、**生活環境保全条例**では、工場・事業場に対して悪臭物質の排出の防止義務を定めるとともに、悪臭関係 15 業種を指定し、これらの工場・事業場には施設の構造、作業の方法等について毎年度届出することを義務づけています。

悪臭に係る発生源別苦情件数

平成24年度苦情件数 1,085件



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

水環境

● 水質汚濁とは

水質汚濁とは、河川や海域などの公共用水域や地下水に含まれる有機物、重金属などの有害物質や富栄養化の原因である窒素、リンの量が増加した状態をいいます。その汚濁原因は、家庭、工場・事業所、畜舎、田畑等からの排水です。

● 水質汚濁の現況

公共用水域の水質については、すべての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、類型指定された県内 38 河川（BOD 等 49 水域）、1 湖沼並びに伊勢湾及び三河湾のすべての海域（COD 等 11 水域、全窒素・全りん 6 水域）に適用される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の 2 種類の環境基準が設けられています。各基準についての平成 24 年度の現況は以下のとおりです。

◇ 公共用水域（河川、湖沼、海域等）

<健康項目>

カドミウム、鉛など 27 項目について、141 地点（河川 100 地点、湖沼 2 地点、海域 39 地点）で調査を実施しました。その結果、1 地点で 1,2-ジクロロエタンが環境基準を達成しなかったものの、その他の 140 地点においては、すべての項目で環境基準を達成しました。

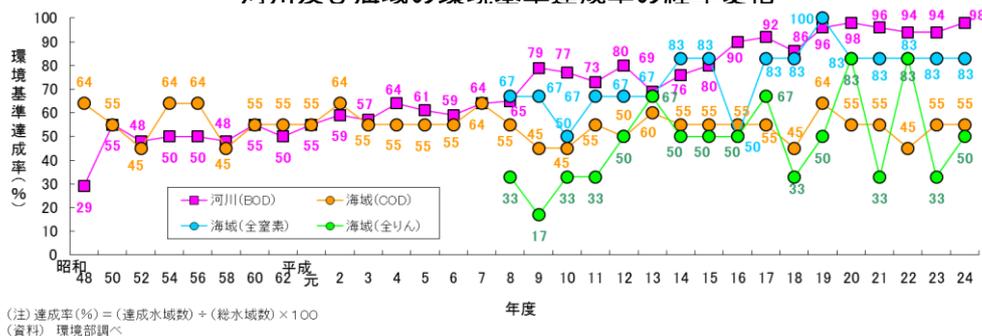
<生活環境項目>

生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）など 10 項目の調査を実施しています。平成 24 年度における河川の BOD については、49 水域のうち 48 水域で環境基準を達成しました。水生生物の保全に係る環境基準（全亜鉛）については、矢作川水域及び木曾川水系でそれぞれ類型が指定されており、すべての水域で環境基準を達成しました。

湖沼については、環境基準が適用される油ヶ淵で、COD の環境基準を達成しませんでした。

海域の COD については、伊勢湾、衣浦湾及び渥美湾の 11 水域のうち 6 水域で環境基準を達成しました。達成率は 55% でした。また、全窒素及び全りんについては、伊勢湾及び三河湾の 6 水域のうち、全窒素は 5 水域で、全りんは 3 水域で環境基準を達成しました。COD、全窒素及び全りんの達成率の長期的な推移をみると、いずれの項目においても横ばいです。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



◇ 地下水

平成 24 年度には、メッシュ調査（県内を 176 のメッシュに区切り、その中から毎年度新たな地点を選定して行う調査）では、103 地点中 97 地点ではすべての項目で環境基準を満たしたものの 6 地点で環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、総水銀、1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素でした。定点調査（経年変化を把握するため毎年度同じ 19 地点で行う調査）では、19 地点中 17 地点ではすべての項目で環境基準を満たしたものの、2 地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。

平成元年度から 24 年度までのメッシュ調査結果の累積をみると、調査した 2,294 地点中 155 地点で、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、揮発性有機化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素並びに 1,4-ジオキサンが環境基準を超過していました。

● 水環境保全に関する施策

◇ 工場・事業場に対する規制指導

水質汚濁防止法に基づく届出が必要な事業場に対し、pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質について排水濃度の規制を行うとともに、COD、窒素、りんに係る排水の汚濁負荷量を規制しています。

排水基準を超えた事業場に対して、排水処理施設の改善や維持管理の徹底を指導しています。

◇ 油ヶ淵浄化対策の推進

油ヶ淵周辺を生活排水対策重点地域に指定し、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づき、油ヶ淵周辺四市と連携して多様な水質浄化対策に取り組んでいます。

平成 24 年度のCOD75%値は 7.5mg/L であり、水質は改善傾向にあります。



油ヶ淵全景
(写真提供：株式会社小島組)

◇ 伊勢湾・三河湾の浄化対策の推進

伊勢湾・三河湾は水深が浅く、突き出した半島によって湾口が狭くなっていることなどから、外海と水の交換が行われにくい状況にあり、典型的な閉鎖性水域となっています。このため、国の総量削減基本方針に基づき、平成 24 年 2 月に「第 7 次総量削減計画」を策定し、総合的、計画的な水質保全対策を推進しています。

また、古くから豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」である三河湾の再生に向け「三河湾里海再生プログラム」を策定し、様々な取組を連携して推進しています。

さらに、平成 24 年度からは、県民、NPO 等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト ーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」として、里海再生に向けた調査活動などの事業を展開しています。

◇ 生活排水対策の推進

生活環境保全条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、各種団体・業界への働きかけや、啓発事業を実施するほか、生活排水処理施設を効率的に整備するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

◇ 地下水汚染対策

県内の地下水の汚染状況を把握するため、メッシュ調査や定点調査等の常時監視を行っています。また、生活環境保全条例において、特定有害物質を取り扱う事業所等は土壌・地下水の汚染状況の調査や、汚染が基準に適合しないことが判明したときの知事への届出義務について規定しています。

◇ ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策

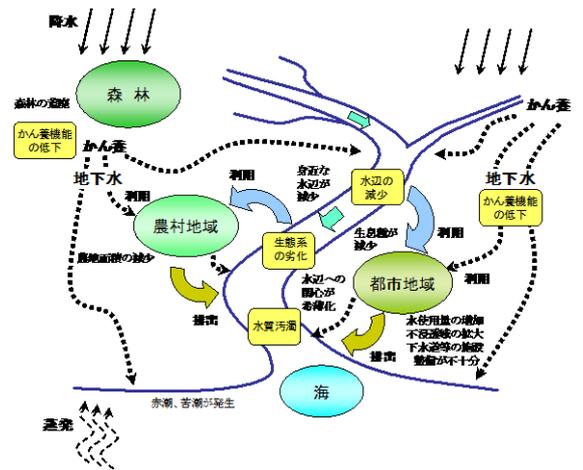
愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱及び愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針を定め、ゴルフ場による農薬の適正使用の指導を行っています。

◇ 水循環の再生

急激な産業の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況は大きく変化し、水質汚濁、生態系の劣化、身近な水辺減少等様々な問題が発生しています。

県は、平成17年度に策定した「あいち水循環再生基本構想」に基づき、「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を目指して健全な水循環の再生に取り組んでいます。その一環

として、県民、事業者、民間団体、行政で構成する水循環再生地域協議会を設立し、地域の实情に沿った行動計画を作成するとともに、独自に定めたあいちの水循環再生指標を用いた「流域モニタリング一斉調査」を実施しています。



◇ 水生生物調査

水の流れと水循環の問題点

身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図ることを目的に、昭和60年から、小中学校の夏休みの期間を中心に水生生物調査を実施しています。

土壌環境・地盤環境

● 土壌汚染とは

土壌汚染とは、土壌が直接的あるいは大気汚染や水質汚染を通じて間接的に汚染されることをいいます。土壌汚染が進むと、農作物の生育阻害、汚染土壌で生産された農作物や汚染地下水による健康被害につながるおそれがあります。

近年、市街地での有害物質による土壌汚染の事例が増えていることから、国は「土壌汚染対策法」を、県は「生活環境保全条例」をそれぞれ制定し、汚染の状況把握や汚染による健康被害の防止に関する措置を定めています。

● 土壌汚染の現況

農用地については、県内全域に調査地点を設け農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る玄米中のカ

ドミウムの監視をしました。平成 23 年度は水田 10 地点で調査を実施し、いずれの地点でも指定要件に定める濃度を下回りました。

玄米中の重金属の調査結果（平成 23 年度）

単位：mg/kg

| 区分 | 最大値 | 最小値 | 平均値 | 法に定める対策地域の指定要件 |
|-------|------|-------|------|------------------------|
| カドミウム | 0.13 | <0.00 | 0.04 | 0.4 を超えるもの（平成 22 年度から） |

（注）玄米中の値（10 地点）

（資料）農林水産部調べ

● 土壌・地下水汚染対策

土壌汚染対策法では、一定の機会をとらえて汚染の状況の調査を行うよう定めています。県は、法令の内容を土地の所有者等に周知するとともに規制・指導を実施しています。調査の結果汚染が判明した土地は、県が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。また、**生活環境保全条例**では、特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の調査義務や、汚染の状況及び応急措置の内容等の知事への届け出、さらに、法や条例の規定に基づかない土壌・地下水調査（自主調査）により土壌・地下水汚染が判明した場合についても、調査実施者は知事への報告に努めるよう規定しています。

土壌汚染対策法や**生活環境保全条例**、自主調査により土壌・地下水汚染が判明した場合は速やかに公表するとともに、土地所有者等による適切な措置を指導し、地下水汚染が判明した場合は周辺の井戸調査を実施するなど、土壌・地下水汚染による健康被害防止に努めています。

土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況（平成 24 年度末）

| 区 分 | 要措置区域 | 形質変更時要届出区域 |
|-----------------|-------|------------|
| これまでに指定した土地の区域数 | 6 (1) | 59 (11) |
| これまでに解除した土地の区域数 | 4 (1) | 23 (1) |
| 指定されている土地の区域数 | 2 | 36 |

（注 1）（ ）内の数字は平成 24 年度に指定又は解除した区域数

（注 2）政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市）の件数も含む。

（資料）環境部調べ

● 地盤沈下とは

地盤沈下は、主に粘土層が厚く軟弱な地盤の地域において、地下水の過剰な揚水によって地下水位が

下がり、その通り道である帯水層の水圧が低下することで、帯水層の上下に存在する粘土層の中に含まれる水が水圧の低い帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することによって発生します。広い地域にわたってゆっくりと進行するため人間が感知することは難しく、また一旦発生すると元には戻りません。本県は、濃尾平野、三河地域沿岸部に広範囲の海拔ゼロメートル地帯を有し、洪水や高潮、津波等に対する防災面からも地盤沈下の防止が重要です。

● 地盤沈下の現況

工業用水法や公害防止条例（現：県民の生活環境の保全等に関する条例）による地下水揚水規制など、各種の地盤沈下防止対策を施した結果、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にありますが、沈下しやすい軟弱な粘土層が厚く堆積している尾張西部においては依然として沈下の傾向にある地点が見られます。

過去5年間の年間最大沈下量と地盤沈下域面積

| 年（平成） | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|---------------------------------|------|------|------|------|------|
| 最大沈下量（cm） | 0.89 | 0.94 | 0.70 | 0.90 | 0.99 |
| 1cm以上の地盤沈下域面積（km ² ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（資料）環境部調べ

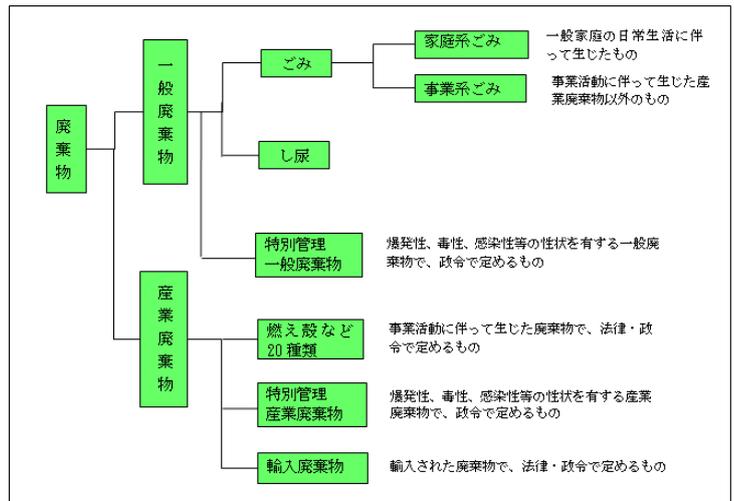
● 地盤沈下対策

本県では、過去に尾張地域で激しい地盤沈下が起きたことから、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制に取り組んでいます。また、国は、関係閣僚会議において、昭和60年に濃尾平野全体の地盤沈下防止を目的とする「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、平成22年には今後の要綱の継続を決定しています。

県は、地域の状況に合わせて、地盤沈下、地下水位及び地下水揚水量の調査からなる監視、工業用水法や条例による地下水揚水規制などの防止対策、海岸・河川堤防や排水施設の整備などの防災対策による地盤沈下対策を進めています。

● 廃棄物とは

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生するごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます。一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は事業者処理責任があります。

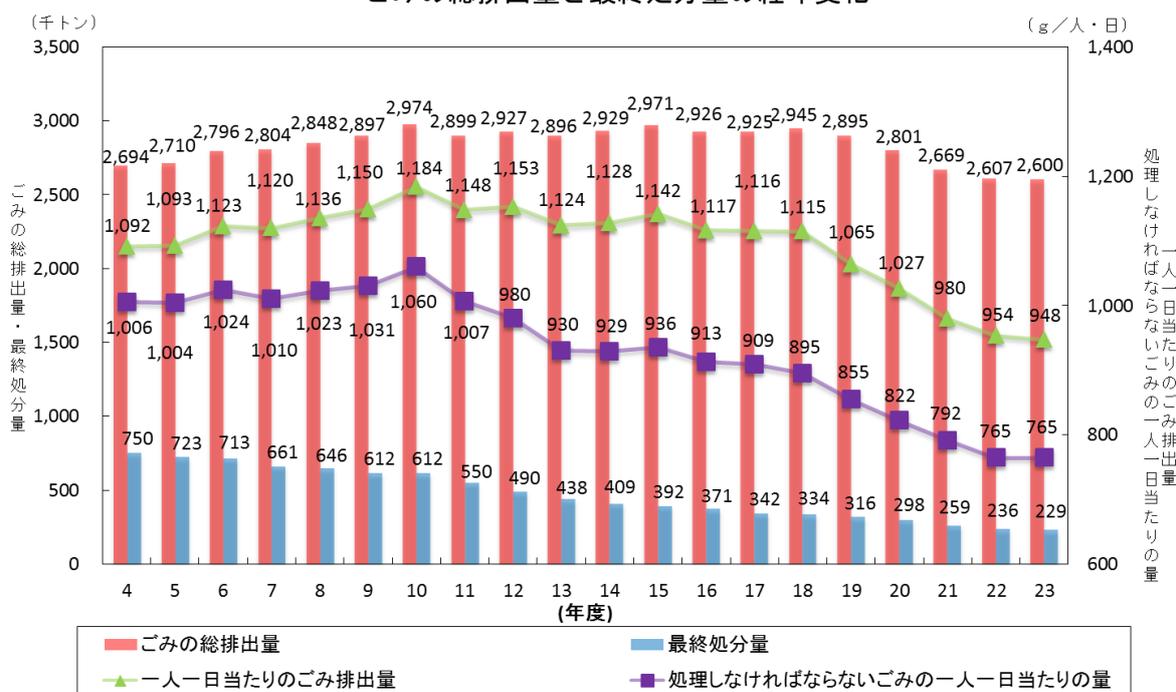


● 廃棄物の現況

◇ 一般廃棄物

ごみの総排出量は、近年、減少傾向にあります。平成 23 年度における本県のごみの総排出量は 260 万トンで、県民 1 人 1 日当たりに換算すると 948 g でした。また、ごみの減量化・再資源化の取組が進んだことにより、平成 23 年度のごみのリサイクル率は 23.4% で近年は横ばい傾向にあります。

ごみの総排出量と最終処分量の経年変化

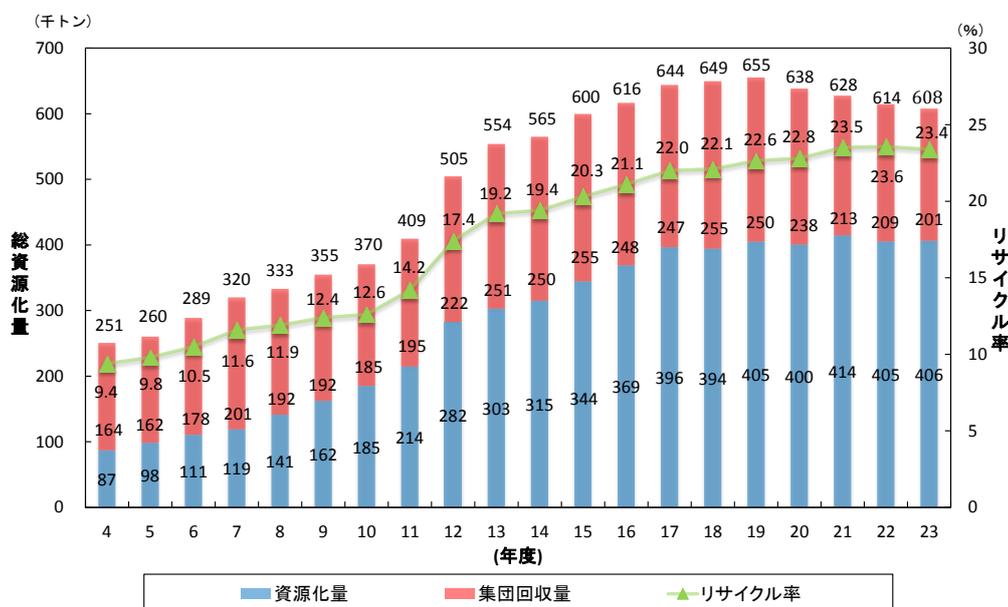


(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

(資料) 環境部調べ

総資源化量とリサイクル率の経年変化



(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

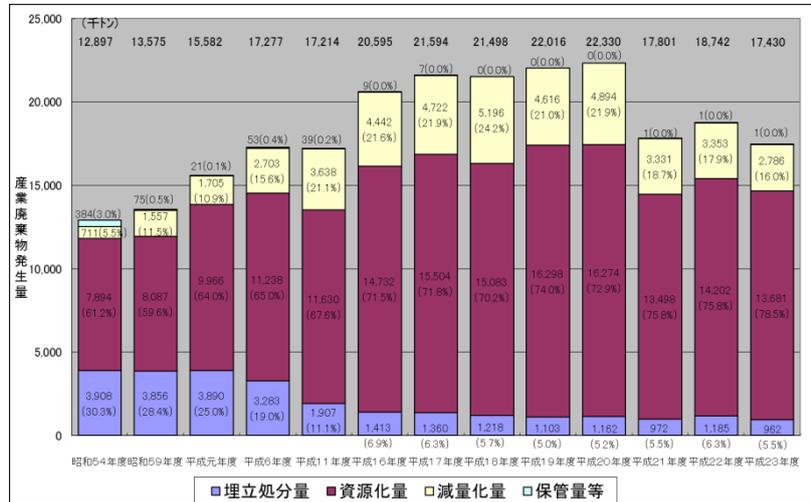
(注2) 「リサイクル率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100

(資料) 環境部調べ

◇ 産業廃棄物

平成 23 年度の産業廃棄物の発生量、中間処理による減量化量及び資源化量、最終処分量は、前年に比べて減少しています。

産業廃棄物の発生量等の推移



(資料) 環境部調べ

● 廃棄物・資源循環施策

◇ 資源循環型社会の形成

・ あいちエコタウンプランの推進

平成 16 年 9 月に策定した「あいちエコタウンプラン」を見直し、平成 24 年に「新・あいちエコタウンプラン」として策定しました。このプランでは、地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なりサイクル施設等の設置や未利用資源の活用によって得られた新たな製品やエネルギーの地域内循環を促進することを目的としています。このプランを実現するために、循環ビジネスの発掘創出を図る「循環ビジネス創出会議」の開催、先導的・効果的なりサイクル事業に対する補助金制度、資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術、事業活動、教育を実施する企業等を対象とした「愛知環境賞」の授与、「あいち環境塾」の開講などの取組を行っています。

・ あいちゼロエミッション・コミュニティ構想

あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の推進を通して地域が自立的に持続可能性を高めていくためには、地域の特性を活かした事業を実施していく必要があります。そのため、構想では「面的

熱利用ネットワーク化モデル」、「都市・地域内の燃料循環利用」等の地域特性に応じた先導的な9つの事業モデルを掲げています。

・一般廃棄物対策

一般廃棄物が適正に処理されるよう、循環型社会形成推進交付金を活用した計画的なごみ処理施設の整備を促進するなど、ごみの発生抑制、リサイクルの推進等について市町村に対し技術的支援、財政的支援をしています。

市町村が設置しているごみ焼却施設等に対して立入検査を実施し、廃棄物処理法の構造基準・維持管理基準やダイオキシン類対策特別措置法の排出基準の遵守や改善等を指導しています。

市町村と連携した放置自動車ゼロ推進月間などの普及啓発事業を実施しています。

・産業廃棄物対策

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して産業廃棄物の減量化や適正処理に関する計画の作成を指導しています。

産業廃棄物の適正処理の促進の観点から制定した廃棄物の適正な処理の促進に関する条例に基づき、焼却施設、最終処分場等を設置する場合の住民説明会の開催、小型焼却炉の届出等規制の強化などを進めています。

産業廃棄物税の税収を産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進を図るために活用しています。

産業廃棄物や副産物が再生品として流通・使用される際に、事前に県が届出を受け、環境安全性等を審査する「再生資源活用審査制度」を平成20年7月から運用しています。

・公共関与による最終処分場の確保

産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場の確保が困難な状況となっていることから、県内全域を受理対象として、知多郡武豊町地先に衣浦港3号地廃棄物最終処分場を整備し、平成23年3月1日から全面供用しました。

自然環境の保全

● 愛知の自然環境の現況

本県は、本州中部の太平洋側に位置し、三河湾、伊勢湾及び太平洋に面しています。県土面積は5,165 km²で、東西106km、南北94kmにわたっています。海岸総延長は約598kmで、そのうち自然海岸が約37kmで、約2,062haの干潟及び約859haの藻場が確認されています。また、本県は、奥三河山間地から、里山、平野部と多様な自然環境を有し、動物については哺乳類（海生哺乳類を含む）64種、鳥類398種、爬虫類15種、両生類20種（いずれも外来種を除く）などが、植物については約2,720種が確認されています。

● 自然公園の保護と利用

県内には、自然公園法に基づく4つの国定公園と愛知県立自然公園条例に基づく7つの県立自然公園が指定されています。

本県の自然公園の陸域総面積は88,873haで、県土面積の17.2%を占めています。

自然公園の優れた風景地を保護するため、地域内の風致や景観を損なう現状変更行為等を規制（許可制）しています。

● 自然環境保全地域の保全

◇ 自然環境保全地域の指定及び現況

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めています。

◇ 希少種の保護

絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制するとともに、特に生息・生育地の保護を必要とする種について生息地等保護区を指定しています。

絶滅のおそれのある希少な野生生物種の分布や生息生育状況を記載した「レッドデータブックあいち2009」を作成し、Webサイトに掲載しています。

◇ 移入種対策

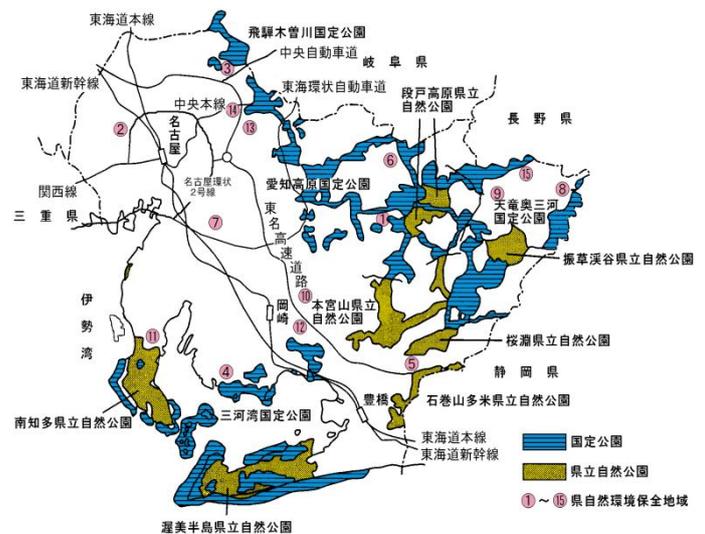
人為的に移入された動植物種のうち地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある29種を移入種として決定・公表しました。

また、「愛知県移入種対策ハンドブック」を作成しました。

◇ 野生生物の保護・管理の取組

第11次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定などの事業を行っています。また、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、特定鳥獣保護管理計画を策定して保護管理を実施しています。

愛知県内の自然公園・自然環境保全



◇ 緑化の推進・森と緑づくり

第5次愛知県緑化基本計画に基づき、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を図り、多様な緑に育まれる豊かなあいちを目指しています。

様々な公益的機能を持ち、県民の安心、安全で快適な暮らしを支える森や緑を守り育て、健全な状態で将来へ引き継ぐため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。

環境リスク

● 化学物質の適正管理

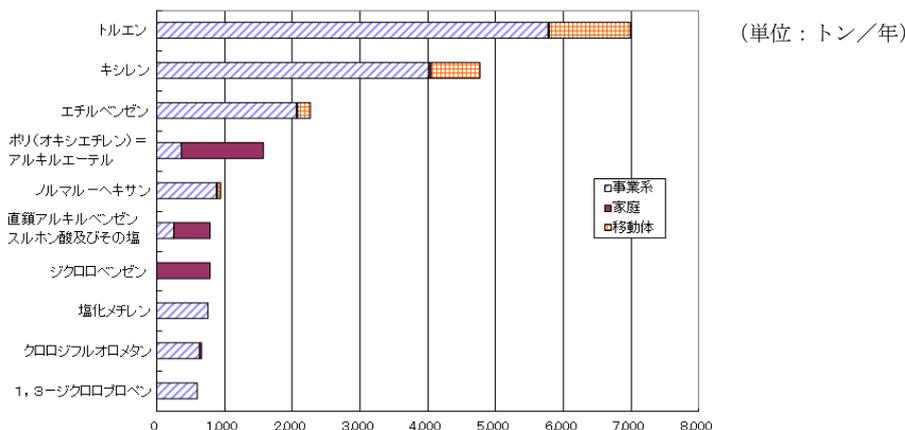
◇ 化学物質による環境リスクの低減

化学物質は、現在、数万種類が流通しているといわれており、我々の生活に不可欠である一方、取り扱いを誤ると人体や環境を脅かす有害な物質として作用するおそれがあります。化学物質を適切に管理し、環境リスクを持つ化学物質の環境への排出削減に取り組んでいく必要があります。

◇ 化学物質の排出量等の状況

化学物質排出移動量届出制度（P R T R 制度）により、毎年度、大気、水、土壌等環境への排出量及び廃棄物等に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が自ら把握し、県を通じて国に届け出ています。平成 23 年度の化学物質の排出量は、県内 2,118 事業所から届出があり、県全体として約 12 千トン（全国の 7.2%）で、うち約 95%は大気中へ排出されました。移動量は約 23 千トン（全国の 10.1%）で、その 99%以上が廃棄物として事業所外へ移動しています。このうち、排出量が最も多いのは溶剤や合成原料として幅広く使用されているトルエンでした。

届出排出量・届出外排出量上位 10 物質とその発生源別排出量（平成 23 年度）



(資料) 環境部調べ

● ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

平成 13 年 6 月に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、PCBの処分期限を平成 39 年 3 月までとしたうえで、処分するまでの間、保管事業者は、適正に保管するとともに、毎年度、保管及び処分の状況を届出することとなっています。平成 24 年度は、

県内の3,579事業所から届出がありました。

PCB廃棄物の処理については、国が平成15年4月に策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、全国5か所で日本環境安全事業株式会社による広域処理が行われています。本県を含む東海地区では、平成17年9月から同社豊田事業所が処理を開始しており、高圧トランス等及び廃PCB等の処理が進められています。

● ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境調査、事業場への立入検査、事業者測定結果の公表等を行っています。平成24年度の環境調査では、河川及び湖沼水質の2地点を除いて環境基準を達成しました。

● 環境放射能

◇ 環境の状況

県では、原子力規制庁（平成24年度までは文部科学省）からの委託により、環境調査センター（名古屋市）及び同センター東三河支所（豊橋市）等において環境中の放射能の状況について毎年測定を行っています。

東日本大震災以降、原子力規制庁からの委託による通常の測定のほか、環境放射能の監視体制によりモニタリングを強化してきました。

環境調査センターでは、降下物と上水（蛇口水）の放射性物質の測定頻度を増やすとともに、地上高1mにおける大気中の放射線量の測定をしたほか、伊勢湾、三河湾等の沖合い5地点において、海水中の放射性物質を測定しており、環境調査センター東三河支所では、降下物、上水（蛇口水）、大気浮遊じんの測定を行いました。

また、県（健康福祉部）は、県内の全海水浴場（23か所）における海水浴場水の放射性物質濃度（平成23～25年度）や砂浜の空間線量率（平成23～24年度）についても測定を行っており、その結果を公表しています。

空間放射線量率測定結果（環境調査センター）

| 測定期間 | 測定地点 | モニタリングポスト 測定値（ $\mu\text{Sv/h}$ ） ^{注1} |
|---------------------------|---------------------|--|
| 平成24年4月 ～ 平成25年9月 | 環境調査センター（名古屋市） | 0.037～0.066（平均：0.040） |
| | 環境調査センター東三河支所（豊橋市） | 0.035～0.068（平均：0.040） |
| | 西三河県民事務所（岡崎市） | 0.071～0.111（平均：0.078） |
| | 一宮市木曾川消防署大気測定局（一宮市） | 0.048～0.109（平均：0.053） |
| | 新城設楽建設事務所設楽支所（設楽町） | 0.048～0.093（平均：0.053） |
| 全国値（平成22年度） ^{注2} | | 0.004～1.500（平均：0.041） (N=49) ^{注3} |

（注1）モニタリングポストの測定値は吸収線量（nGy/h）で表示されるが、本資料では放射線量（ $\mu\text{Sv/h}$ ）に換算している（ $1\mu\text{Sv/h}=1000\text{ nGy/h}$ として換算。）。

（注2）全国値については（財）日本分析センターが運用しているホームページ「日本の環境放射能と放射線」（<http://www.kankyo-hoshano.go.jp/>）に公開されているものを表記した。

（注3）Nは測定ポイント数を示す。

（資料）環境部調べ

環境学習の推進、国際環境協力及び各種基盤施策

● 環境学習の推進

- 「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎1階）及び「もりの学舎（まなびや）」（愛・地球博記念公園内）を拠点にして、簡単な実験を交えた環境学習講座、インタープリターと歩くもりのツアー、もりの学舎キッズクラブ、おやこで工作など様々な環境学習事業を実施しています。

- 環境をテーマとした「あいち環境絵本」を19年度から公募しており、今年度も加わり全国から103作品の応募があり、審査の結果、10作品を表彰しました。

- 平成19年度から「あいち環境学習情報ライブラリー」を開設し、環境学習に役立つ情報を発信しています。



平成24年度受賞作品

（環境学習情報ライブラリーURL：<http://www.aichi-kankyo-gakushu-plaza-unet.ocn.ne.jp/>）

- 6月は国が定めた「環境月間」で、県も、毎年、環境月間に各種の行事を実施しています。

● 企業の環境保全活動への支援

県は、中小企業を対象に、公害防止のための施設整備費、工場移転経費、低公害車等の購入経費及び地球温暖化防止のための新エネルギー施設の設置、屋上緑化・壁面緑化等に要する経費について低

金利の融資制度を設けています。

● 国際環境協力の推進

過去の公害克服の経験や優れた環境技術の蓄積を活かし、(独)国際協力機構(JICA)などと提携した環境協力を進めています。

● 公害の防止・健康被害の救済

名古屋市始め7市を対象地域とする「愛知地域公害防止計画」(平成24年3月策定)に基づき、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、河川のしゅんせつ等の公害防止対策事業をはじめとした施策を実施することにより、総合的な推進を図っています。

また、「都市地域における大気汚染対策」、「自動車交通公害対策」、「伊勢湾(三河湾を含む)及びその流域都市内河川の水質汚濁対策」及び「油ヶ淵の水質汚濁対策」を主要課題として重点的に実施していきます。

公害紛争処理法及び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、迅速かつ適正な公害紛争の処理に当たっています。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、被認定者に対する補償給付等を行っています。

● 環境影響評価制度

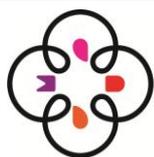
県は、環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づき、道路、ダム、鉄道、飛行場等の事業のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を環境影響評価の対象とし、制度の適正な運用に努めています。

平成24年7月に愛知県環境影響評価条例の一部を改正し、計画段階環境配慮書の手続の創設や、環境影響評価方法書等のインターネットによる公表、方法書の説明会の開催の義務化等を規定しました。

● 環境の調査・研究に関する主な施策

環境調査センターにおいて、大気、水質、騒音などの調査を行うとともに、名古屋大学など地域の研究機関との共同研究を実施しています。

2014 ESD ユネスコ世界会議を成功させよう！



ESD
AICHI-NAGOYA

開催時期：2014年11月10日～12日 閣僚級会合、全体会合等
11月13日 フォローアップ会合

会 場：名古屋国際会議場

主 催：ユネスコ、日本政府

問い合わせ先=ESDユネスコ世界会議あいち・なごや支援実行委員会
TEL.052-951-5350 <http://www.esd-aichi-nagoya.jp>



あいちエコファッション21

みんなで止めよう温暖化